

伊勢市国際交流協会規約

(名称)

第1条 この会は、伊勢市国際交流協会（以下「協会」と称する。

(目的)

第2条 協会は、市民の国際交流を促進するとともに、在住外国人を支援し、国際相互理解を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の国際交流に関すること。
- (2) 日本語教室事業および在住外国人への日本語学習支援に関すること。
- (3) 国際相互理解に関すること。
- (4) その他協会の目的を達成するため必要な事業の実施に関すること。

(会員)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 個人会員
- (2) 団体・企業会員

2 協会の入退会は、別に定める書面をもって届け出るものとする。

3 前項の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって協会を退会する。

- (1) 死亡又は解散
- (2) 次項の決議によるもの

4 協会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の決議により、当該会員を退会させることができる。

(1) 協会から期日を定めて納入すべき旨の通知を受けたにもかかわらず、会費を滞納し、毎会計年度の終了日までに当該滞納した会費を納入しないとき。

(2) 協会の名誉を著しく害する行為を行ったとき。

(役員)

第5条 協会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理事 若干名

(4) 監事 2名以内

(役員を選任)

第6条 活動実績等に基づき役員会が次年度の役員を推薦し、総会で決議する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とし、再任することができる。

2 役員が任期の満了により退任した場合は、その役員は、後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。

(役員職務)

第8条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理する。

4 監事は、協会の業務を監査する。

(総会)

第9条 総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の請求があったとき、会長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 役員を選任、退任、解任に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) 協会の解散に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

2 総会の議長は、総会において選任する。

3 総会は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 総会の議決は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の規定にかかわらず、第1項第5号の規定に基づく解散の決議は、総会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

6 会員は、各1個の議決権を有し、書面で、又は代理人によってその議決権を行使することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。

2 役員会は、会長が必要と認めたときまたは構成員の3分の2以上が要求したときに会長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 協会の業務の執行に関すること。
- (2) 総会に付議する事項に関すること。
- (3) 第4条第4項に基づく会員の退会に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

3 役員会の議長は、会長をもって充てる。

- 4 役員会は、役員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 役員会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の規定にかかわらず、第2項第3号の規定に基づく退会の決議は、役員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 7 役員は、各1個の議決権を有し、書面で、又は代理人によってその議決権を行使することができる。

(事業検討部会)

第11条 協会の運営を円滑かつ効率的に推進するために、役員会が必要と認めた場合、事業検討部会を設置することができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、役員会が別に定める。

(会計年度)

第12条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第13条 会員は、別表のとおり会費を納入しなければならない。

- 2 会費の納入方法は、別に定める。
- 3 年度途中に入会する者の年会費は、別表と同様の金額とする。
- 4 年度途中に退会する者で、既に年会費を納入している場合は、これを返金しないものとする。

(経費)

第14条 協会の経費は、会費、伊勢市補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

- 2 会長は予算が成立しない期間においては、当該期間における協会の業務を執行するため必要な経費に限り、これを支出すること

ができる。

(事務局)

第15条 協会に、協会の事務を処理させるため、事務局を伊勢市役所（伊勢市岩渕1丁目7番29号）に置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 前項にある事務局長は伊勢市国際交流協会を所管する課の課長とし、その他の職員は伊勢市の職員のうちから、伊勢市長の同意を得て、会長が任命したものとする。

4 前3項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、役員会の承認を得て、会長が別に定める。

別表（第13条関係）

単位：円/年額

個人会員	2,000	
団体・企業会員 (1口あたり)	10,000	1口以上とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成18年11月5日から施行する。

(平成18年度役員任期の経過措置)

2 この規約の施行後最初に任命される役員任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

(平成18年度の会費の額の特例)

3 平成18年度の会費の額は、第27条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 個人会員にあっては、年額1,000円とする。

(2) 団体会員にあっては、1口年額5,000円とし、1口以上とする。

(3) 企業会員にあっては、1口年額1,500円とし、1口以上とする。

(旧協会の個人会員の会費に関する経過措置)

4 解散前の伊勢市国際交流協会(以下「旧協会」という。)の個人会員であった者で引き続き協会の個人会員となったもので、この規約の施行の際旧協会に納付した会費に係る旧協会の伊勢市国際交流協会規約(平成3年1月30日施行)第10条第2項第1号に規定する期間が経過していないものについては、当該期間が経過するまでの間は、第27条及び前項の規定は、適用しない。

附 則(平成23年5月21日)

(施行期日)

1 この規約は、平成23年5月21日から施行する。

附 則(平成28年5月29日)

(施行期日)

1 この規約は、平成28年5月29日から施行する。

附 則(令和4年5月27日)

(施行期日)

1 この規約は、令和4年5月27日から施行する。

2 令和4年度の会費の額は、第4条第1項及び第13条別表にかか

ならず、次のとおりとする。

- (1) 個人会員にあつては、年額2,000円とする。
- (2) 団体会員にあつては、1口年額10,000円とし、1口以上とする。
- (3) 企業会員にあつては、1口年額3,000円とし、1口以上とする。